

1. 件名：志賀原子力発電所における令和6年能登半島地震に伴う電気関係報告規則第3条に基づく報告に係る面談

2. 日時：令和6年1月30日（火）11：00～12：05

3. 場所：原子力規制庁3階会議室及びテレビ会議システム

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室

木原室長補佐、小野室長補佐

原子力規制部検査グループ 実用炉監視部門

小野上級原子炉解析専門官、浅野上席監視指導官、大山原子力運転検査官補

北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）

原子力部 担当者1名

東京支社 原子力技術チーム 担当者2名

5. 要旨

○ 北陸電力から、志賀原子力発電所における令和6年能登半島地震に伴う原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条に基づく報告について、資料に基づき説明があった。

○ 原子力規制庁から、主に以下の点を確認した。

- ・ 絶縁油の漏えいが確認された1号機起動変圧器（以下「1号機変圧器」という。）及び2号機主変圧器（以下「2号機変圧器」という。）の外観点検等の調査状況。
- ・ 1号機変圧器及び2号機変圧器における絶縁油漏えいに対して実施した処置の内容及び損傷箇所の復旧前にさらに絶縁油の漏えいを防止するための措置の対応状況。

○ 北陸電力から、確認事項に係る事実関係の説明があるとともに、以下の回答があった。

- ・ 1号機変圧器及び2号機変圧器の損傷箇所については、外観点検等において配管接続部等に損傷が生じていることを確認している。今後、電気試験や内部点検等を検討している。点検・調査の進捗に応じて、改めて説明する。
- ・ 漏えいした絶縁油の回収を行うとともに、損傷箇所の隔離のために仕切り弁の閉止や油吸着マットの設置等の影響拡大防止措置を実施している。
- ・ 原因調査は、現在、復旧作業と同時並行で進めてはいるものの、まずは復旧作業を優先的に実施しているところ。

6. 配付資料

・ 「志賀原子力発電所 令和6年能登半島地震に伴う原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条に基づく報告」の提出について

https://www.nra.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku_new/220000107.html